

ASEAN人権宣言

渡 辺 豊

はじめに

以下に訳出するのは、2012年11月にカンボジアのプノンペンで開催された第21回東南アジア諸国連合（以下、ASEAN）首脳会議において採択された、「ASEAN人権宣言」の全文である。

本宣言の各項には表題が付いていないが、読者の便宜を考えて【】においてタイトルを付している。その他については、後の解説において言及する。

なお、本翻訳の一部は筆者が翻訳に関わり、奥脇直也・小寺彰編集代表『国際条約集2014年版』（有斐閣、2014年）867-868頁に掲載されている¹。しかしながら、本稿での翻訳はそれとは異なる訳出を行った部分がある。それについては、すべて筆者の責任による。

1 なおASEAN人権宣言については、勝間靖「ASEAN人権宣言（2012）—採択の背景と今後の課題—」『アジア太平洋討究』第21号（2013年）39頁、の添付資料（45-50頁）として全文訳があり、本稿でもこれを一部参照している。

本稿での訳出に当たっては、AICHR（後述）のホームページ（<http://aichr.org/documents/>）（最終アクセス日：2014年7月6日）にあるASEAN人権宣言の英語本文に従っている。

ASEAN 人権宣言

我ら東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国、即ちブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の国家元首・政府首脳は、プノンペンで開催された第21回ASEAN首脳会議において、

ASEAN憲章が掲げるASEANの目的及び原則を支持すること、特に人権及び基本的自由並びに民主主義、法の支配、良き統治の諸原則を尊重し促進しかつ保護することを再確認し、

さらに世界人権宣言、国際連合憲章、ウィーン人権宣言及び行動計画、及びASEAN加盟国が当事国となっている他の国際人権文書への誓約を再確認し、

ASEAN地域における女性の地位向上に関する宣言、ASEAN地域における女性に対する暴力の撤廃に関する宣言を含む、人権の促進におけるASEANの努力の重要性を再確認し、

この宣言が地域における人権に関する協力の枠組みを確立する手助けとなり、ASEAN共同体設立の過程に寄与することを確信し、

ここに、以下の通り宣言する。

一般原則

- 1 【自由平等】すべての者は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とにおいて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに人間性の精神をもって行動しなければならない。
- 2 【差別禁止原則】すべての者は、とくに人種、ジェンダー、年齢、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国民的もしくは社会的出身、経済的地位、出生、障害その他の地位によるいかなる差別も受けることなく、この宣言に掲げる権利及び自由を享有することができる。

- 3 【法の前における人としての承認、法の前での平等】すべての者は、いかなる場所においても、法の前に人として認められる権利を有する。すべての者は、法の前に平等である。すべての者は、法の平等な保護を差別なく受ける権利を有する。
- 4 【女性、子ども、高齢者、障害者、移住労働者の権利】女性、子ども、高齢者、障害者、移住労働者、弱者の立場に置かれ周縁化された集団に属する者の権利は、人権と基本的自由の不可譲、不可欠、かつ不可分な一部である。
- 5 【基本的権利の侵害に対する救済】すべての者は、憲法または法律によって与えられた権利を侵害する行為に対し、裁判所または他の権限ある機関によって決定される、実効的かつ実施可能な救済を受ける権利を有する。
- 6 【権利に対する義務】すべての者は、すべての他者、その者が生活する共同体および社会に対する責任を有していることから、人権及び基本的権利の享有は、対応する義務の履行との均衡が図られなければならない。すべての人権及び基本的自由を促進し保護することは、究極的にはASEAN加盟国の第一義的責任である。
- 7 【人権の普遍性および地域の特殊性】すべての人権は、普遍的であり、不可分かつ相互に依存し相互に関連し合っている。この宣言中のすべての人権及び基本的自由は、公正かつ平等な方法で、同一の基礎に基づき、等しく重点を置いて、取り扱われなければならない。同時に、人権の実現は、政治的、経済的、法的、社会的、文化的、歴史的、及び宗教的背景を考慮しつつ、地域及び国家の文脈において検討されなければならない。
- 8 【権利の制約】すべての者の人権及び基本的自由は、他者の人権及び基本的自由の適正な考慮を払い行使される。人権及び基本的権利の行使は、他者の人権及び基本的自由の適正な承認を確保し、かつ、国の安全、公の秩序、公衆衛生、公の安全、公衆道徳及び民主的社会にお

ける一般的福利を満たすことを目的とした、法律により定められた制約にのみ服する。

- 9 【権利実現に際しての諸原則】 この宣言に含まれる人権及び基本的自由の実現にあたり、公平性、客観性、非選択性、非差別、非対立、二重基準及び政治化の回避の諸原則が、常に堅持されなければならない。これらの実現過程は、人民の参加、包摂、及び説明責任の必要性を考慮する。

市民のおよび政治的権利

- 10 【市民のおよび政治的権利】 ASEAN加盟国は、世界人権宣言におけるすべての市民的及び政治的権利を確認する。特に、ASEAN加盟国は、以下の権利及び基本的自由を確認する。
- 11 【生命に対する権利】 すべての者は、生命に対する固有の権利を有し、この権利は法により保護される。何人も、法に定める場合を除き恣意的にその生命を奪われない。
- 12 【身体の自由及び安全に対する権利】 すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的な逮捕、搜索、抑留、拉致その他いかなる形態の自由の剥奪を受けない。
- 13 【奴隷等の禁止】 何人も、いかなる形態の隷属状態及び奴隷の状態に置かれず、かつ臓器取引目的を含む人身売買及び人身取引の対象とならない。
- 14 【拷問等の禁止】 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。
- 15 【移動、居住及び出国の自由】 すべての者は、各国の境界内において、移動の自由及び居住の自由についての権利を有する。すべての者は、自国を含むいずれかの国からも離れる権利及び自国に戻る権利を有する。
- 16 【迫害からの庇護】 すべての者は、他国の法律及び適用可能な国際的

- 合意に従い、他国において庇護を求めかつ享受する権利を有する。
- 17 【財産権】すべての者は、単独で又は他者と共同して、その者が合法的に獲得した所有物を所有、処分、贈与する権利を有する。何人も、恣意的にその財産を奪われない。
- 18 【国籍の権利】すべての者は、国籍を取得する権利を法に定める方式により有する。何人も、その国籍を恣意的に奪われ、又は国籍を変更する権利を否認されない。
- 19 【家族生活への権利】家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及びASEAN各加盟国による保護を受ける権利を有する。成年の男女は、自由かつ完全な合意を基礎として、法律に定める方式により、婚姻し、家族を形成し、婚姻を解消する権利を有する。
- 20 【公正な裁判を受ける権利】（1）刑事上の罪に問われているすべての者は、権限のある、独立の、かつ公平な裁判所により、告発された者の防御の権利が保障され、公平な公開審理により、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される。
- （2）何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされず、また、何人も、実行の時に法により定められた刑罰よりも重い刑罰を科されない。
- （3）何人も、ASEAN加盟国それぞれの法律及び刑事手続に従って既に確定的に有罪又は無罪の判決を受けた行為について再び裁判され又は処罰されることはない。
- 21 【私生活の保護】すべての者はプライバシー、家族、住居および個人データを含む通信への恣意的な干渉から免れる権利、個人の名誉及び信用に対する攻撃を免れる権利を有する。すべての者は、そのような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。
- 22 【思想、良心及び信教の自由】すべての者は、思想、良心および宗教の自由についての権利を有する。宗教及び信条に基づくあらゆる形態の不寛容、差別、憎悪の煽動は、撤廃される。

- 23 【表現の自由】すべての者は、意見及び表現の自由についての権利を有する。この権利には、干渉されることなく意見を持つ自由、口頭、手書き若しくは印刷、あるいは自ら選択する他の媒体を通じて、情報を求め、受け及び伝える自由を含む。
- 24 【集会の自由】すべての者は、平和的な集会の自由についての権利を有する。
- 25 【参政権】(1) 自国の市民であるすべての者は、法律に従って、直接に、又は民主的に選出された代表者を通じて間接的に、自国の政府に参加する権利を有する。
- (2) すべての市民は、国内法に従い、普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する定期的かつ真正な選挙において、投票する権利を有する。

経済的、社会的及び文化的権利

- 26 【経済的、社会的及び文化的権利】ASEAN加盟国は、世界人権宣言におけるすべての経済的、社会的及び文化的権利を確認する。特に、ASEAN加盟国は、以下のものを確認する。
- 27 【労働の権利】(1) すべての者は、労働し、職業を自由に選択し、公正で健全かつ良好な労働条件を享受し、失業に対する支援体制へアクセスする権利を有する。
- (2) すべての者は、国の法律及び諸規則に従い、自らの利益の保護のために労働組合を結成し、自らの選択により労働組合に参加する権利を有する。
- (3) 子供及び年少者は、経済的及び社会的搾取の対象となってはならない。子供及び年少者を、その精神もしくは健康に有害であり、その生命に危険があり又は、教育を含むその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用する者は、法律で処罰するべきである。ASEAN加盟国は、年齢による制限を定め、その年齢に達しない児童を賃金を支

払って使用することを法律で禁止し処罰すべきである。

- 28 【相当の生活水準への権利】すべての者は、自らおよび家族のために相当な生活水準への権利を有する。これには以下のものを含む。
- a. 相当かつ入手可能な食糧への権利、飢餓から免れる自由、安全で栄養のある食糧へのアクセス
 - b. 衣類への権利
 - c. 相当かつ入手可能な住居への権利
 - d. 医療および必要な社会的サービスへの権利
 - e. 安全な飲料水および公衆衛生への権利
 - f. 安全、清潔かつ持続可能な環境への権利
- 29 【健康を享受する権利】(1) すべての者は、到達可能な最高水準の身体、精神、性と生殖に関する健康を享有する権利、基本的かつ入手可能な保健医療サービスへの権利、及び医療機関へのアクセスの権利を有する。
- (2) ASEAN加盟国は、HIV・エイズを含む感染症に苦しむ人々の予防、治療、看護及び支援に際して、烙印、無視、否定、及び差別を克服する積極的環境を創出する。
- 30 【社会保障の権利、母子に対する保護】(1) すべての者は、尊厳ある相応な生存のための手段を確保することを援助する社会保障（利用可能な場合には社会保険を含む）への権利を有するものとする。
- (2) 国内の法律及び規則により定められる、産前産後の合理的な期間においては、特別な保護が母親に与えられるべきである。働いている母親には、その期間において、有給休暇又は相当な社会保障給付を伴う休暇が与えられるべきである。
- (3) 母及び子どもは、特別な保護及び援助を受ける権利を有する。すべての子どもは、嫡出であると否とを問わず、同一の社会的保護を享受する。
- 31 【教育に対する権利】(1) すべての者は、教育についての権利を有す

る。

(2) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。種々の形態の中等教育は、すべての適当な方法により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられる。技術教育および職業教育は、一般的に利用可能なものとする。高等教育は、能力に応じてすべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

(3) 教育は、人格の完成および人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向するものとする。教育は、ASEAN加盟国における人権と基本的自由に対する尊重を強化する。さらに、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間および人種的、宗教的集団の間の理解、寛容および友好を促進すること、並びに平和の維持のためのASEANの活動を助長することを可能にするものとする。

- 32 **【文化に関する権利】** すべての者は、個別にあるいは他者と共同して、文化的生活に自由に参加し、芸術及び科学の進歩及びその利用による利益を享受し、自己の科学的、文学的および適切な芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利を有する。
- 33 **【権利の漸進的実現】** ASEAN加盟国は、この宣言において認められる経済的、社会的および文化的権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上および技術上の援助及び協力を通じて、行動をとる。
- 34 **【外国人に対する権利保障】** ASEAN加盟国は、人権および自国経済の組織及び資源に十分な考慮を払い、この宣言における経済的及び社会的権利をどの程度まで外国人に保障するかを決定することができる。

発展の権利

- 35 【発展の権利】 発展の権利は、奪うことのできない人権である。この権利に基づき、すべての者およびASEANの人民は、経済的、社会的、文化的及び政治的發展に公平かつ持続的に参加し、貢献し、並びにこれを享受し利益を受ける権利を有する。発展の権利は、現在及び将来世代の発展及び環境の必要性を公平に満たすように実現されるべきである。発展はすべての人権の享有を促進するものであるが、発展の欠如を国際的に認められた人権の侵害を正当化するために援用してはならない。
- 36 【開発政策の策定】 ASEAN加盟国は、貧困を減少させ、ASEANの人民にとっての環境の保護及び持続可能性を含む条件を創出し、よってこの宣言において認められたすべての人権を公平な基礎により享有し、ASEAN域内における開発格差を漸進的に縮小させることを目指した、人間指向でジェンダーに対応した意義ある開発計画を採択するべきである。
- 37 【発展の権利と国際協力】 ASEAN加盟国は、発展の権利の実施には国内レベル及び、公平な経済関係、国際協力、好意的な国際経済環境における効果的な開発政策が必要であることを認める。ASEAN加盟国は、ASEAN共同体設立及びそれ以降の関連分野において、発展の権利の多次元にわたる諸側面を主流化し、公平かつ持続可能な発展、公正な貿易慣行及び効果的な国際協力を促進するために国際社会とともに取り組む。

平和への権利

- 38 【平和への権利】 すべての者およびASEANの人民は、ASEANの安全保障、安定、中立及び自由の枠内で、この宣言に定められる権利が完全に実現されるように、平和を享受する権利を有する。この目的のため、ASEAN加盟国は、地域における平和、調和及び安定の促進の

ため、友好関係と協力の強化を継続する。

人権の促進及び保護における協力

- 39 【人権の促進のための協力】 ASEAN加盟国は、ASEAN憲章に従い、とりわけ相互の協力及び関連する国内、地域及び国際機関／組織との協力を通じて達成される、人権と基本的自由の促進及び保護に対する共通の利益及び誓約を共有する。
- 40 【権利と自由を破壊する活動の不承認】 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人が、ASEANの目的及び諸原則を損ない、この宣言およびASEAN加盟国が当事国となっている国際人権文書に定める権利及び基本的自由を破壊することを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解してはならない。

2012年11月18日に、カンボジア・プノンペンで開催された、ASEAN首脳会議において、英語による単一の原本により採択された。

* * *

解説

1. ASEAN人権憲章採択に至る経緯

周知の通り、アジアでは地域人権機構あるいは地域人権規範が存在しない状態が続いている。ヨーロッパではヨーロッパ人権条約（1950年採択、1953年発効。現在の当事国数47）及び関連する議定書があり、実施機関としてのヨーロッパ人権裁判所はその先進的な取り組みで注目を集めている。また、ヨーロッパ社会憲章に基づくヨーロッパ社会権委員会やEU（欧州連合：現在の当事国数28）においても一定程度の人権保障枠組が存在する。南北アメリカ（米州機構）では米州人権条約（1969年採択、1978年発効。現在の当事国数23）及び関連する諸条約が存在し、実施機

関として米州人権委員会及び米州人権裁判所がある。アフリカ（アフリカ連合）においては、欧米の人権概念とはやや異なるものの人と人民の権利に関するアフリカ憲章（バンジュール憲章：1981年採択、1986年発効。現在の当事国数53）があり、その実施機関としてアフリカ人権委員会及びアフリカ人権裁判所が設立されている。実効性についてはそれぞれ問題がないわけではないが、これらの地域人権条約は地域レベルにおける人権の実現に寄与していると言えよう。また、人権メカニズムは存在しないもののアラブ地域でも人権宣言が存在する（1994年採択（2008年発効）の「アラブ人権憲章」）²。

アジアは長い間地域人権機構あるいは地域人権規範が存在していなかった。この原因には様々な点が指摘されるが、当該地域における人権意識の低さ、発展段階の多様さ、欧米の人権観に対する抵抗などが見られていることは、これまでも指摘されている³。また、これを示すものとしてアジア地域における国連人権条約の批准状況を見ることができる。本稿末尾に【参考資料】として、ASEAN加盟国10カ国の人権条約の批准状況を一覧にしている。これを一瞥すると、自由権規約、社会権規約に批准していない国も散見される。また、女性差別撤廃条約及び子どもの権利条約はすべての加盟国による批准がなされているものの、ASEAN加盟国の10カ国すべてが女性差別撤廃条約については何らかの留保を付している。これは、

2 アラブ連盟及びイスラム協力機構における活動については、富田麻理「アジア地域人権機構設立の可能性—ASEAN等による地域機構の人権の保護・促進活動の検討をとおして—」『西南学院大学法学論集』第45巻3・4合併号（2013年）166-160頁。勝間靖「ASEAN人権委員会—国際人権レジームにおける意義—」『アジア太平洋討究』第15号（2010年）168-169頁。

3 例えば、アジア的人権観に依拠した西欧的な人権観への対抗姿勢は至る所で指摘されている。cf., Jack Donnelly, *Universal Human Rights in theory and practice*, 2nd edition, Cornell University Press, 2003, pp. 107-123.

ただしこれらの要因がアジアに特有のものでないとの指摘にも留意すべきであろう（例えば、富田「前掲論文」（注2）177-175頁）。

第29条の紛争解決条項に関する留保を含むものの、イスラム教や国内法との関係において実体的権利を制限するような留保も見られ、かかる留保については懸念が示されていることも少なくない。

無論、アジアにおいて人権保障のための枠組を構築しようという動きがなかったわけではない。国連を中心とした人権セミナーやNGOによる人権宣言の起草、地域安全保障枠組における人権議論の試みなどを指摘することができる⁴。

他方で、本稿で取り上げるASEANにおいては、人権保障の動きは低調であったと言わざるを得ない。これはASEAN加盟国の国連人権条約への批准状況を見てもそうであるし、ASEANの基本原則である「全会一致による意思決定」「内政不干涉」により人権問題を議論することができなかったことなどが原因として指摘できる。以下、ASEAN人権宣言が採択されるまでの経緯について概説する。

1) ASEANにおける人権保護・促進の動き

ASEANは1967年のバンコク宣言に起源を有しているが、条約に基づく常設的な国際組織ではなかった。1976年に東南アジア友好協力条約⁵（TAC）が当時のASEAN加盟国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）により締結され、以後同条約への参加がASEAN加盟と同義に扱われてきた（ただし日本のように、ASEAN加盟国ではないがTACに参加している国は存在する）。TACはその基本原則として内政不干涉を掲げており（第2条(c)）、かつASEANではコンセン

4 国連による地域セミナーについては、山崎公士「地域的人権保障体制とアジア・太平洋地域」『国際法外交雑誌』第96巻3号（1997年）77-80頁。また同所では、ASEAN地域フォーラム（ARF）による人権対話の可能性についても示唆されている。富田「前掲論文」（注2）174-171頁も同旨。

5 Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia, reprinted in 27 *ILM* 610 (1988).

サスによる決定が原則とされてきたことから、人権問題をASEANでは取り上げづらい一要素となっていた。実際、ミャンマーを含むASEAN加盟国における人権問題が国際的な非難の対象となってきたにも関わらず、ASEANは内政不干渉原則を理由にこれに効果的な対応をとることはなかった⁶。

ASEANは長らく条約に基づく組織ではなかったが、ASEAN共同体を創設する動きは2000年代に入ってから見られるようになってきていた。2007年にはASEAN憲章が採択され、これに基づきASEANは法人格を有する国際組織としての法的地位を獲得することになった⁷。ASEAN憲章はその目的の一つとして「ASEAN加盟国の権利及び責任を十分尊重しつつ、民主主義を強化し、良き統治及び法の支配を推進し、人権と基本的自由を促進しかつ保護すること」（第1条7項）を掲げている。また原則の一つとして「基本的自由の尊重、人権の促進及び保護並びに社会的正義の促進」（憲章第2条2項(i)）を掲げている。しかし他方で内政不干渉原則（憲章第2条2項(f)）、コンセンサスによる意思決定方式（憲章第20条1項）も同様に堅持してきている。

以上の通り、ASEANを含むアジア全体で、人権条約あるいは人権実施機関は存在してこなかった。ただし人権問題がASEANを含む東南アジアで議論されてこなかったわけではない。国連主催による人権セミナーは1980年代から開催されてきており⁸、またASEANの一組織であるASEAN

6 Tan Hsien-Li, *The ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights*, Cambridge University Press, 2011, p. 146.

7 ASEAN憲章第3条は「政府間組織であるASEANは、ここに法人格を与えられる。」と規定している。

8 アジア太平洋地域における、人権の保護促進のためのセミナーは、1982年に「アジア地域における人権の伸長および保護のための全国的、地方的および地域的取極に関するセミナー」（いわゆる「コロンボ・セミナー」）が開催されて以来、毎年開催されている。山崎「前掲論文」（注4）77-78頁。Tae-Ung Baik, *Emerging Regional Human Rights Systems in Asia*, Cambridge

地域フォーラム（ASEAN Regional Forum: ARF）では人権問題がその対象となりうると読める文言がある⁹。また、アジア太平洋地域各国の国内人権機関によるフォーラムの開催や¹⁰、NGOを中心に東アジア・東南アジアにおける人権宣言の起草なども見られていた¹¹。その意味では、他の地域人権メカニズムと比較すると脆弱ではあったものの、人権に関してASEANを含むアジア太平洋地域では何の動きもなかったというわけではないことが明らかになる。

他方で、西欧の人権観に対する抵抗姿勢も様々な場所で散見されていた。最も顕著な例としては、1993年3月に開催された、世界人権会議の準備のための政府間アジア地域会合を挙げられよう。そこで採択されたバンコク宣言は、政治的コンディショナリティの否定（第4項）、非選別性の強調や二重基準、政治化の回避（第7項）、そして国家及び地域の特殊性の強調（第8項）などが提起され、人権の普遍性に対する挑戦的姿勢が見

University Press, 2012, pp. 189-195.

9 ARFの議長声明では「包括的安全保障には軍事的側面だけではなく、政治、経済、社会その他の諸問題も含まれる」とされていた。そのため、人権問題が「その他の諸問題」として対象となりうると考えられていた（山崎、「前掲論文」（注4）668-69頁）。確かに人身売買などの問題が話し合われたことはあるものの、ARFでの対話は相互尊重や主権、平等などを基礎とすることが強調されていたため、人権問題はセンシティブな問題として取り上げられず、この点ではOSCE（欧州安全保障協力会議）のように地域の人権問題を扱うイニシアティブを取ることができなかった（Baik, *supra* note 8, pp. 183-184.）。

10 Baik, *supra* note 8, pp. 195-198.

ASEAN加盟国で国内人権機関を有しているのは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ミャンマーである。cf., International Coordinating Committee of National Institutions for the promotion and protection of Human Rights, Directory of Institutions - Asia Pacific at < <http://nhri.ohchr.org/EN/Contact/NHRIs/Pages/Asia-Pacific.aspx> > (as of 5 August 2014).

11 山崎「前掲論文（注4）」75-76頁。Baik, *supra* note 8, pp. 218-223.

られた¹²。

世界人権宣言後の1993年7月に開催された、第26回ASEAN閣僚会議での共同コミュニケにおいて、人権問題がASEANの枠組で初めて言及された¹³。ここでは前述の通り、いわゆるアジア的人権論として、主権及び領土保全の尊重、国内事項への不介入などが強調されており、また個人の権利と共同体の権利の均衡により自由が促進されると述べられている¹⁴。しかし同宣言はその直後に、ウィーン人権宣言を受けて、ASEANが人権に関する地域的メカニズムの設立を検討すべきであると述べている¹⁵。また人権条約とは異なるが、個別的分野における人権保障を目的とした宣言が2000年以降見られるようになってくる¹⁶。この動きは後にASEAN共同体建設において、政治分野での協力の一環として議論され続ける。2004年に採択された、ASEAN共同体建設のための行動計画である「ビエンチャン行動プログラム」(Vientiane Action Programme)では、人権に関する内容がASEAN共同体の3つの柱(安全保障共同体、経済発展共同体、社会文化共同体)の中では安全保障共同体文脈で扱われている。また従来のASEAN共同体設立では議論されていなかった「人権の促進」が盛り込まれている¹⁷。これを受けてASEAN憲章では人権機関が規定された(憲章第

12 山崎「前掲論文(注4)」70、81-83頁。

13 Joint Communiqué of the Twenty-Sixth ASEAN Ministerial Meeting, Singapore, 23-24 July, 1993.

14 *Ibid.*, para. 17.

15 *Ibid.*, para. 18; Tan, *supra* note 6, p. 151.

16 具体的には、「子どものための誓約に関する宣言(2001年)」や「人身売買(特に女性と子ども)に対する宣言(2004年)」「ASEANにおける女性に対する暴力の撤廃に関する宣言(2004年)」などが見られる。この延長上に女性と子どもの権利保障のための委員会設置が行われている。Tan, *supra* note 6, pp. 153-154.

17 Tan, *supra* note 6, pp. 154-155. *cf.*, *Vientiane Action Programme*, para. 1.1 (ii), and Annex 1, para. 1.1.4.

2条2項 (i)、第14条)。

2) ASEAN憲章採択から、ASEAN人権宣言採択まで

ASEAN同憲章第14条1項は「人権及び基本的自由の促進及び保護に関するASEAN憲章の目的及び原則に従って」ASEAN人権機関(ASEAN Human Rights Body)を設立すると規定する。同条第2項に定める、ASEAN人権機関への付託事項(Terms of Reference)を定めるために、ASEAN外相会議は2008年にASEAN人権機関の一組織としてハイレベル・パネルを設置し、かつ同機関への付託事項を定め、それに基づきASEAN人権機関への付託事項の起草を委ねた¹⁸。ハイレベル・パネルは、付託事項に従いASEAN政府間人権委員会(ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights)(以下、AICHR)への付託事項を2009年に定めた。AICHRがASEAN憲章にいうASEAN人権機関である。本稿で紹介しているASEAN人権宣言は、AICHRが2009年から起草作業を開始し、その結果として2012年に外相会合に提出され、後に首脳会議において採択されたものである。

以上のことから、ASEANは人権に対する強硬な態度から少しずつ軟化し、人権問題をその権限の内部に受け入れつつあると評価することもできる。しかし他方でいくつかの点については注意を要する。例えば、後に見るようにAICHRに委託されたのは、人権宣言の起草であり人権侵害の通報を受理する権限や人権促進に関する権限は付与されていない¹⁹。また前

18 ASEAN人権機関への付託事項を定めるハイレベル・パネルでの議論については、Vinit Muntarbhorn, *Unity in Connectivity? Evolving Human Rights Mechanisms in the ASEAN Region*, Martinus Nijhoff Publishers, 2013, pp. 124-149が詳しい。

19 *Terms of Reference of ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights* [Hereinafter, TOR], reprinted in 48 *ILM* 1165 (2009).

勝間「前掲論文」(注2)の末尾(172-176頁)には、TORの全文訳がある。

述の通り、ASEAN憲章はその基本原則として内政不干渉を強調しており、また意思決定方式も協議とコンセンサスに基づくいわゆる「Asian Way」を維持し続けており、これはAICHRにおいても同様である。

2. ASEAN人権憲章の特徴と問題点

1) ASEAN人権機関（AICHR）の権限と任務

2009年に採択されたAICHRへの付託事項によると、AICHRは政府間機関でありASEAN組織構造の不可欠な一部をなす協議機関（consultative body）である²⁰。AICHRはASEAN各加盟国によって指名される代表者によって構成され²¹、意思決定はASEAN憲章第20条に従い協議及びコンセンサスによって行われる²²。

その任務の主要なものは以下の通りである²³。

- ① ASEAN共同体建設を補完する、人権及び基本的自由の促進と保護のための戦略を発展させること。

なお本稿における訳は、これとは異なることがある。

20 TOR, para. 3.

なおTOR起草に関して、ASEAN人権機関の名称をどのようにするかも議論になったようである。委員会（Commission）は独立性が高いというニュアンスがあり、政府間委員会（Intergovernmental Commission）という名称が採用されたようである（Muntarhorn, *supra* note 18, p. 128）。また、これとの関連でASEAN人権機関は人権裁判所のような組織とはしないことで意見の一致があり、他方で「協議機関」（consultative body）では加盟国政府に助言及び勧告をする機関となるのではないかとの懸念が見られた。そのため、ASEANとの関係が明記された（Muntarhorn, *supra* note 18, pp. 135-136）。

21 TOR, paras. 5.1-5.2.

なおこの際、ジェンダー平等、人物の高潔さ及び人権分野における能力を考慮するものとされている（TOR, para. 5.3.）。

22 TOR, para. 6.1.

23 TOR, paras. 4.1-4.14.

- ② 様々なASEAN諸条約や人権を扱う諸文書を通しての人権協力の枠組を確立する目的を有して、ASEAN人権宣言を発展させること。
- ③ 教育、研究、情報の普及を通じたASEAN人民の間の権利意識を高めること。
- ④ ASEAN加盟国が引き受けている国際的な人権条約上の義務の実効的な実施のための能力開発（capacity building）を促進すること。
- ⑤ ASEAN加盟国が国際的人権文書に加入・批准するのを奨励すること。
- ⑥ 人権に関連するASEAN諸文書の完全な実施を促進すること。
- ⑦ ASEANの分野別機関の要請に応じて、人権に関する助言サービスや技術支援を提供すること。
- ⑧ ASEAN憲章第5章に規定される通り、ASEAN諸機関やASEANと連携する諸団体（これには市民社会組織や他のステークホルダーが含まれる）との対話、協議に関与すること。
- ⑨ 適切な場合には、人権の促進と保護に関する国内的、地域的及び国際的諸機関や諸団体と協議すること。
- ⑩ ASEAN加盟国から、人権の促進及び保護についての情報を得ること。
- ⑪ ASEANにとって利益となる人権問題についての共通のアプローチ及び立場を発展させること。
- ⑫ ASEANにおける人権のテーマ別の問題について研究の準備を行うこと。
- ⑬ 自らの活動について年報及び必要と認められる場合にはその他の報告書をASEAN外相会議に提出すること。
- ⑭ ASEAN外相会議により委託されるその他の任務を遂行すること。

ASEAN憲章には、「ASEAN人権機関」の設置が規定されているだけであり、その権限については明確ではなかった。そのため、ASEAN人権機関はASEAN加盟国を法的に拘束する実施機関を含む人権条約の起草や、

ASEAN加盟国の管轄下にある個人からの人権侵害の通報などを受理し検討する権限を有することも理論的には可能であった。しかしながら、AICHRはその任務に「人権及び基本的自由の促進と保護」という文言を有するものの、個人及び個人の集団からの通報などを受理し検討する権限を付与されておらず、結果として人権基準の設定（人権の促進）が唯一の権限として付与されていると言える。これはAICHRにより起草されたASEAN人権宣言が「宣言」に留まり、ASEAN諸国を法的に拘束するものではないとみなされていることから例証される²⁴。

さらに、AICHRの指導原則としてTORはASEAN憲章第2条に掲げる諸原則を掲げ、そこでは人権及び基本的自由の尊重が明記される一方で²⁵、内政不干渉原則が明記されている²⁶。同様のことは、AICHRの目的において世界人権宣言やウィーン宣言、ASEAN加盟国が当事国となっている国際的人権文書を堅持すること掲げつつも²⁷、以下のような表現が別所にあることから読み取ることができる。

「国内及び地域の特性、異なる歴史的、文化的及び宗教的背景に留意し、かつ権利と責任の間の均衡を考慮に入れつつ、人権を促進すること。」²⁸

このことからしても、ASEANにおける人権尊重は緒に就いたばかりであり、今後も人権観の相違に起因する主張が途絶えることはないし、ASEAN人権宣言をもって人権保障が東南アジアにおいて進展すると言うのは早計であろう²⁹。さらに言えば、AICHRはTORが明記しているように

24 Nicholas Doyle, "The ASEAN Human Rights Declaration and the Implications of recent Southeast Asian initiatives in Human Rights Institution-building and Standard-setting," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 63 (2014), pp. 67-101, at p. 81.

25 TOR, para. 2.1 e).

26 TOR, para. 2.1 b).

27 TOR, para. 1.6.

28 TOR, para. 1.4.

29 なおAICHRのTOR起草時の議論を見ると、ASEAN加盟国が人権に関し

「ASEAN 各加盟国によって指名される代表者」により構成されることから、加盟国からの独立性は確保されていない。さらに、加盟国はその裁量によって AICHR の代表者を自由に交代させることができることと併せて³⁰、人権実施機関としての独立性は確保されていないと言わなければならない。

2) ASEAN 人権憲章に内在する問題点

① 一般規定

ASEAN 人権宣言は、従来の国際的人権文書とはいくつかの点で異なる様相を見せている。第一に、いわゆるアジア的人権観を色濃く反映した規定が一般規定に見られることである。これは権利に対応した義務の強調（第6項）、人権の普遍性と同列に規定されている地域の特殊性（第7項）の表現に見出すことができる。また第二に、西欧的な人権観に対抗する主張として、内政不干涉こそ出てこないものの、権利実現に際しての人権の公平性、二重基準及び政治化の回避という文言（第9項）にこれを見ることが出来る。同様に、自由権との対比において社会権のみならず発展の権利及び平和への権利の重要性を指摘していることも指摘できる。これは②及び③にも関連するが、ASEAN 人権宣言は自由権と社会権を単一の文書のなかで同様に規定している。これは表面上はウィーン宣言第5項に規定

て一枚岩の対応を取っているわけではないことが分かる。特に「CMLV」と呼ばれる加盟国（カンボジア、ミャンマー、ラオス、ベトナム）は人権規範による内政干渉をかなり警戒しており、他の加盟国との間には多くの点において対立が見られていた。

また、AICHR の TOR 及び ASEAN 人権宣言の起草過程においては、NGO など市民社会との対話が欠けていたとの批判がかなり見られる（e.g., Gerard Clarke, “The Evolving ASEAN Human Rights System: The ASEAN Human Rights Declaration of 2012,” *Northwestern Journal of International Human Rights*, Volume 11, Issue 1, 2012, pp. 15-19）。

30 TOR, para. 5.6.

される人権の不可分性に根ざしているようにも見えるが、戦略的に社会権を主張することで人権の実現が十分になされていない理由を経済的状況に帰することで、その責任を免れようとする主張であるようにも思われる。

さらに重要な問題は、これらの一般原則の射程が明らかではないことである。上述の問題点は、人権を制約する際の正当化事由として援用される可能性が高い³¹。そうすると人権実現の可能性は大きく減じられることになる。また、AICHRの活動においても内政不干渉の原則及びコンセンサスによる決定が適用されることから、ASEAN人権宣言をよりどころとしたAICHRの活動はそもそも大きな制約を受けていると言わざるを得ない。

② 自由権及び社会権

ASEAN人権宣言は、一般的に認められている自由権及び社会権の内容を一応カバーしていると言える。しかしながら、拠り所としているのは主として世界人権宣言である。また、国際人権規約に詳細に定められている人権基準及び国家の義務については、多くの条項では触れられておらず、国際人権規約と比較するとその権利の内実は大きく縮減されている。これは後述するが自由権について特に言えるところである。他方社会権については、同様に社会権規約において認められている権利についての言及が少なくだけでなく、社会権規約第2条1項に定める漸進的实施を強調する

31 Doyle, *supra* note 24, pp. 83-84. これは自由権規約第4条1項が定める権利の制約とは大きく異なり、制約の余地がかなり広がっていることが指摘でき、特に第8項は権利からの逸脱を安易に認めることができる余地を残している (*ibid.*, p. 85.)。この点については、ICJ (International Commission of Jurists国際法律家協会) がASEAN人権宣言の内容を批判している。*The ASEAN Human Rights Declaration: Questions and Answers*, at < <http://www.icj.org/all-what-you-need-to-know-about-the-asean-human-rights-declaration/> > (as of 5 August 2014), pp. 5-8.

ことで、事実上権利の実現がなされなくてもよいと読めるような規定が目立つ。これは社会権規約についても即時実施の義務があることや、中核的義務についての社会権規約委員会の実行とは大いに異なるものである。その意味で、国際的な人権基準ではなくてASEAN人権宣言に権利保護の水準が「後退」することは、理論的にも大きな問題を抱えていると言える。また、特に国際人権規約の当事国でない場合に、ASEAN人権宣言をその基準として持ち出すことにより、国際的な批判をかわそうとする動きも否定できず、その意味においても問題を抱えていると言えよう。

他方で、従来の国際的人権文書には規定されていない側面を取り込んでいる部分もある。例えば、脆弱な立場にある者についての明記（第4項）や、「臓器取引目的を含む人身売買及び人身取引」を明記したこと（第13項）や、財産権が恣意的に奪われまいとして、国際人権規約では明記されていない権利を明確に承認している（第17項）。プライバシーの一部として個人データを明文で規定している部分（第21項）や、水への権利の承認（第28項）、及びHIV/AIDSへの言及（第29項（2））などは、これまでの国際人権基準の発展を一部たりとも取り込んでいるものとして評価しうる。

③ 発展の権利、平和への権利

ASEAN人権宣言は、自由権及び社会権に加えて発展の権利と平和への権利を規定している。ただしこれは個人あるいは集団の権利というよりも、第三世代の人権として国際社会全体に対して権利の実現を要求する意味合いが強いように思われる。また、ASEAN加盟国の政治的誓約という側面もあるように思われる。

以下において、具体的な実体的規定の内容を検討することにする。

3. 各条文の内容について

1) 一般原則（第1-9項）

ASEAN人権宣言ではall personsという表現が用いられている³²。世界人権宣言、欧州人権条約はeveryoneを用い、自由権規約はevery human beingとeveryoneを用いている（ただし第10条1項はall persons）。自由権規約の公定訳ではeveryoneと第10条1項に用いられているall personsを区別せずに「すべての者」と訳していることから、本稿ではそれに倣い「すべての者」と表記した。

第1項は、一部の文言の違いを除けば、世界人権宣言第1条と同一の文言が用いられている³³。

第2項は、若干の相違（差別禁止事由の列举内容）を除き、世界人権宣言第2条1項と同一である。なおbirthは世界人権宣言第2条1項の訳出では「門地」であるが、本稿では「出生」としている。また、差別禁止事由ではsexではなくgenderが用いられていることから、これをそのまま「ジェンダー」として訳出した。

第3項第1文は世界人権宣言第6条と同一であり、第2文及び第3文は世界人権宣言第7条と同一である。

第4項の文言は、従来の人権条約には見られないものであり、女性や子どもなどの脆弱な立場に置かれやすい弱者に特化した条文である³⁴。後半

32 これは個人基底的な西欧的人権観に対する嫌悪感を反映していると言われている（Clarke, *supra* note 29, p. 22）。

33 相違は、世界人権宣言の主語である“all human beings”が“all persons”になっていること、また第2文末尾の“brotherhood”が“humanity”になっていることの二点である。

34 これはASEANの枠内で「女性と子どもの権利の促進と保護のためのASEAN委員会（ASEAN Commission for the Promotion and Protection of the Rights of Women and Children: ACWC）」が2009年に既に設置されていることも、その要因として指摘しうる。なおAICHRの付託事項によれば、AICHRは「ASEANにおける人権の促進と保護に対して全体的な責任を有

の“an inalienable, integral and indivisible part of human rights and fundamental freedoms.”の部分はウィーン人権宣言パラグラフ18にも見られる。

第5項は世界人権宣言第8条を下敷きにした表現である。

第6項は権利に対する義務を定め、人権に対する義務として自らが所属する共同体や社会に対する義務を強調しつつ、ASEAN加盟国の義務として人権の促進・保護する義務について述べている。同様の文言は、1993年のASEAN閣僚会議のコミュニケ（前注13）の第17パラグラフにも同様の文言がある。人権に対する義務の存在については、アフリカ人権憲章第27条にも見られるものの、かかる人権観については疑義が存在する。同様のことは、第8項における権利制約規定と併せて考えると人権保障への消極的姿勢が見られるところでもある。

第7項は、第2文まではウィーン人権宣言パラグラフ5とほぼ同一である。しかし第3文では地域における文脈や政治的背景などが考慮されるべきことが強調されており、ここでも独自の人権観を見て取ることができる。この点は第8項においても同様であり、他者の人権及び基本的自由への考慮や公の秩序などを権利制約自由として掲げている（ただし権利制約は世界人権宣言第29条2項にも類似の表現がある）。

第9項は権利実現に際しての諸原則としてASEAN独特の文言が見られる。これも1993年のバンコク宣言に同様の文言が見られる。

するASEANの最も重要な（overarching）人権機関」であるとされており（TOR, para. 6.8.）、AICHRが上位あるいは包括的な機関として位置づけられている。この点は、ACWCの付託事項でも女性と子どもの権利を扱う事項については、AICHRと調整を行うとの規定が見られる（*Terms of Reference of the ASEAN Commission for the Promotion and Protection of the Rights of Women and Children*, para. 7.7.）。

他方で、社会権規約委員会では障害者（一般的意見5 [1994年]）や高齢者（一般的意見6 [1996年]）など、同様に脆弱な立場に置かれやすい者についての一般的意見が採択されている。

2) 市民的及び政治的権利（第10-25項）

第10項では、世界人権宣言中の市民的・政治的権利を確認し、特に次項以降の権利を認めるとしている。自由権規約ではなく世界人権宣言を参照しているのは、その適用法規の観点からの問題も指摘できる³⁵。自由権規約の当事国ではないASEAN加盟国があるためであると思われる。また、以下に見るように自由権規約との対比で見ると一部内容が欠落していると思われる部分も散見される。

第11項は、生命に対する権利を世界人権宣言第3条及び自由権規約第6条の一部を下敷きに起草したものと思われる。第1文は自由権規約第6条1項の第1文及び第2文とほぼ同一である。第2文は、「法に定める場合を除き」という限定句が付け加えられているが、これを除けば自由権規約第6条1項の第3文と同一である。しかし、同項では自由権規約第6条に定めるような詳細な保護規定は見られない。

第12項は、身体の自由及び安全に対する権利について定める。これも自由権規約第9条1項第1文及び第2文が下敷きになっている。しかしながら、対応する自由権規約に定めるその他詳細な規定は見られない。

第13項は奴隷等の禁止として、自由権規約第8条第1項及び第2項が下敷きとなっている。「臓器取引目的を含む人身売買及び人身取引」という文言は他の人権諸文書には見られない画期的な表現である。

第14項は、拷問等の禁止を定める。これは自由権規約第7条第1文とほぼ同一である。

第15条は、表記上の若干の相違を除けば世界人権宣言第13条1項と同一である。ただし自由権規約第12条にはより詳細な規定が存在することから、自由権規約上の基準よりも後退した印象を受ける。

第16項は、迫害からの庇護を受ける権利を規定している。対応する条文としては世界人権宣言第14条があるが、同条では「他国の法律及び適

35 Doyle, *supra* note 24, pp. 85-86 (footnote 85).

用可能な国際的合意に従い」といった限定は見られない（ただしアフリカ人権憲章第12条3項には同様の限定句が見られる）。

第17項は、世界人権宣言第17条に規定する財産権に関する規定であるが、世界人権宣言と比較すると、第一に第1文では「財産（property）」という用語を用いずに「所有物（possessions）」という用語を用いていること、第二に所有のみならず「処分、贈与」の権利も含めている。

第18項は国籍の権利として、世界人権宣言第15条を下敷きとしている。第1文には「法に定める方式により（as prescribed by law）」があるが、これは対応する世界人権宣言には見られない限定である。

第19項は、世界人権宣言第16条及び自由権規約第23条を下敷きしている。ここでは婚姻の権利のみならず「婚姻を解消する権利」を明記し、かつ第18項と同様に「法に定める方式により（as prescribed by law）」との限定が付されている。また、ここでは自由権規約第23条4項に定めるような男女の平等については規定がない³⁶。

第20項は、公正な裁判を受ける権利を定めている。(1)では自由権規約第14条第1項の一部及び第2項により、推定無罪の原則が述べられている。ここでは自由権規約に明文の定めがない防御の権利が明記されている（ただし解釈上武器平等原則は認められていると解されている³⁷）。他方で、自由権規約第14条に詳細な定めのある被疑者の権利はほとんどが盛り込まれていない。(2)の前半は、自由権規約第15条1項に定める遡及処罰の禁止の一側面としての、実行時に犯罪を構成しない行為による処罰の禁止を同一の文言で定め、後半は同条後半及び世界人権宣言第11条1項後半部分が定める、犯罪が行われていた時に適用される刑罰よりも重い刑罰が課されないことを、これらとは異なる文言ではあるが定めている。(3)

36 Doyle, *supra* note 24, p. 87.

37 Manfred Nowak, *U.N. Covenant on Civil and Political Rights: CCPR Commentary* (2nd revised edition), N.P. Engel, 2005, pp. 321-322.

は自由権規約第14条7項に定める一事不再理の原則を、ほぼ同一の文言で規定している。一瞥すると、公正な裁判を受ける権利を保障しているように読めるものの、自由権規約第14条に定める保障の多くは欠落しており、その意味において権利保障が十分ではないように思われる。

第21項は、世界人権宣言第12条及び自由権規約第17条とは若干規定ぶりが異なるものの、私生活への干渉からの保護と名誉及び信用に対する攻撃からの保護を、権利の表現で規定している。なお第2文は自由権規約第17条2項とほぼ同一の文言が用いられている。

第22項は、自由権規約第18条1項第1文を第1文とし、宗教的不寛容についての宣言を第2文に有している。第2文は類似の規定がない。

第23項は自由権規約第19条第1項及び第2項を下敷きにしたものであると思われる。ただし「求め、受け及び伝える自由」の対象は情報のみであり、意見が含まれていない。また、自由権規約第19条3項に規定するような、対応する国家の義務が含まれていない。

第24項は非常にシンプルな形で集会の自由を定めているが、関連する結社の自由やこれらの自由に対応する国家の義務については規定がない。

第25項は、自由権規約第25条(a)及び(b)を下敷きにしている。ただし(2)では選挙される権利(被選挙権)が明記されておらず、また「法律に従って」という限定句が付け加えられている。(1)では参加の対象が「自国の政府(the government of his or her country)」となっており、自由権規約第25条の「政治(the conduct of public affairs)」とは若干の相違がある。

3) 経済的、社会的及び文化的権利(第26-34項)

ASEAN人権宣言は、自由権のみならず経済的、社会的及び文化的権利(社会権)についても規定を置いている。自由権と社会権を同一文書で扱うのは、それほど例が多くはないという意味で、ASEAN人権宣言は注目に値する。ただし他方で自由権と社会権の相互不可分性を主張する文脈に

も注意が必要である。第26項は、第10項に対応して世界人権宣言中の経済的、社会的及び文化的権利を確認し、特に次項以降の権利を認めるとしている。

第27項（1）は世界人権宣言第23条1項を下敷きにしている。（2）は社会権規約第8条1項（a）を下敷きにしているが、若干の用語が欠落している。（3）は社会権規約第10条3項第2文以降を下敷きに、児童労働を明示的に禁止している。

第28項は、世界人権宣言第25条1項及び社会権規約第11条の一部を下敷きに、相当の生活水準への権利を定めている。e.及びf.については、どちらにも言及はないが、社会権規約の一般的意見では水に対する権利が認められていることや、良好な環境を得る権利が社会権との関連で認められつつある動向とは親和的である³⁸。

第29項（1）は、社会権規約第12条1項が規定する健康への権利について定める。内容は社会権規約に列挙されている事項とは異なるものの、基本的な医療及び保健サービスを楽しむ権利を定めている。（2）では特にHIV/AIDSに特化した対策を加盟国に求める規定が置かれている。

第30項は社会保障への権利及び母子への保護について規定する。（1）は世界人権宣言第22条及び社会権規約第9条より踏み込んだ形で、社会保障の目的を述べている。（2）は社会権規約第10条2項とほぼ同じ文言が用いられ、同様に（3）では世界人権宣言第25条2項とほぼ同じ文言が用いられている。

第31項は教育への権利を規定する。（1）は世界人権宣言第26条1項第1文と同一である。（2）は社会権規約第13条2項（a）-（c）が用いられており、（3）は社会権規約第13条1項を下敷きにしたものである。

第32項は文化に関する権利として、社会権規約第15条1項と類似の文言が用いられている。

38 Doyle, *supra* note 23, pp. 89-90.

第33項は、社会権規約第2条1項に定める権利の漸進的実現について定めている。同様に、第34条は社会権規約第2条3項とは若干の相違はあるものの、類似の文言で外国人に対する権利制約の可能性について述べている。これらは、権利を制約する正当化根拠として用いられる可能性が否定できず、社会権規約委員会の見解と異なる実行を正当化する可能性が否定できない³⁹。

4) 発展の権利（第35-37項）及び平和への権利（第38項）

ASEAN人権宣言では、いわゆる第一世代及び第二世代の人権のみならず、いわゆる第三世代の人権もカバーしている⁴⁰。

第35項から第37項は、発展の権利を規定している。発展の権利は、アフリカ人権憲章第22条にも見られるものであり、その意味において先進国にこの権利を認めさせようとする発展途上国の戦略と見ることもできる。ただし文言を検討してみると、第35項の第1文が個人あるいは集団の権利の側面からの表現でこれを示している以外は、ASEAN加盟国による誓約という側面が強いように思われる⁴¹。

第35項第1文（日本語訳は第1文と第2文に対応する）は発展の権利宣言（1986年の総会決議41/128）第1条第1項とほぼ同一の文言である。第

39 この条項では、正規の滞在資格で滞在している外国人だけではなく、移住労働者、難民、国境を超えて存在する民族的少数者なども対象になり、場合によっては社会権規約第2条2項に定める差別禁止原則との観点から問題になりうる（Clarke, *supra* note 29, pp. 22-23）。特に移住労働者については、「移住労働者の権利の保護と促進に関するASEAN宣言」（2007年）との関連で問題を生じうる（*Ibid.*, p. 23 (footnote 107)）。

40 ただし「第三世代の人権」の内容は、発展の権利と平和への権利だけではない。例えば先住民族の権利はASEAN人権宣言では言及されておらず、第三世代の人権においても選別性が働いていることを示唆している（Clarke, *supra* note 29, p. 23）。

41 Doyle, *supra* note 24, pp. 91-92.

2文（日本語訳第3文）はウィーン宣言第11パラグラフ第1文、第3文（日本語訳第4文）はウィーン宣言第10パラグラフ第3文による。

第36項は発展の権利を実現するための開発計画の策定とその目的を明らかにしている。同様に第37項は、国内のみならず国際的レベルにおける協力が発展の権利の実現に際して必要であるとして、発展の権利の「第三世代の権利」としての側面を強調している。

第38項は、個人及び人民の権利としての平和への権利を規定し、ASEAN加盟国による誓約を併せて掲げている⁴²。

5) 人権の促進及び保護における協力（第39-40項）

第39項は人権促進のための国内及び国際レベルにおける協力をASEAN加盟国の誓約として定めている。第40項は、世界人権宣言第30条を参考に、権利と自由を破壊する活動を否定している。

4. おわりに

本稿を締めくくるにあたり、小括としていくつかの点を指摘しておきたい。

第一に、地域人権文書は、それぞれの地域における人権の保護及び促進を目的として採択され、それがその後の当該地域における人権の実質的な実現に寄与するものであると考えられている。長らく地域人権文書及び地域人権機関が存在しなかったアジアにおいて、ASEANという東南アジアの枠組ではあるものの、そのような機関が設立された意義は評価されな

42 現在国連では、平和への権利宣言を起草するためのopen-endedな政府間作業部会が設置されている。議論の経緯については、坂元茂樹「人権理事会諮問委員会の最近の活動—『平和に対する権利宣言案』を中心に—」『国際人権』24号（2013年）118-125頁、東澤靖「国連人権理事会における『平和に対する権利宣言』の起草—その意義と課題—」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第18号（2013年）63-79頁。

ればならない。同時に、AICHR及びハイレベル・パネルでの議論は、加盟国の人権観の相違を色濃く反映しており、ASEAN人権宣言はその意味で普遍的な人権規範を志向する動きと、アジア的な価値観を基礎とする動きとの間の微妙なバランスの産物であるとも言える⁴³。AICHRはASEANの人権観の影響を受けている部分もあり、十分な権限が与えられているとは言えない⁴⁴。この点はAICHRの今後の活動及びそこにおけるASEAN人権宣言の占める役割に負うところが大きいものの、ASEANの基本原則である内政不干渉あるいはコンセンサスによる意思決定という部分が変わられない限り、実質的な人権の発展は難しいと言えるかもしれない。

第二に、ASEAN人権宣言は国連人権条約において確立してきた人権の規範的内容から見ると、その宣言としての位置づけを割り引いたとしても多くの理論的問題点がある。それは権利制約の余地が非常に大きいことと、実体的権利の内実において大きな欠落があることである。

第三に、そのような欠陥を抱えつつも、従来その存在が望まれてきたアジアにおける人権文書あるいは人権実施機関の設置を歓迎すべきとの意見もある。別言すれば「ないよりはまし (better than nothing)」というものである。しかしながら、これには大きな問題が同時に存在していることも指摘しなければならない。確かに地域的レベルにおける文書が存在しなければ、共通に適用可能な人権規範は存在し得ないと言える。しかし、ASEAN加盟国は少なくとも女性差別撤廃条約及び子どもの権利条約の当事国であるし、国連加盟国であることからUPR（普遍的定期審査）の対

43 Clarke, *supra* note 29, p. 24.

44 ただしAICHRの2010年から2015年までの作業計画には、「ASEAN内の様々な人権に関する文書を通じ、人権協力のための枠組を確立する目的で、ASEAN人権宣言を発展させる」との記載があり、そこにはASEAN人権宣言の採択後ASEAN人権条約に向けての作業を行うことが明記されている（*Five-year Work Plan of the ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights*, para. 4.2.3.）。

象となっている。その場合には、締約国であるか否かを問わず、普遍的な人権条約がその基準として適用されている。しかしASEAN人権宣言は、その内容からして明らかにこれらの普遍的な人権規範から「後退」しており、そこを人権保障の基準としてしまえばASEAN諸国が人権を尊重しない「口実」を与えることにもなってしまうかねない。この点こそがICJ（国際法律家委員会）が強く懸念しているところである⁴⁵。

アジアにおける人権保障体制はまだ緒に就いたばかりである。今後の進展及びその他人権アクター（国内人権機関）との関連などについては、本稿では十分に議論できなかったもので、それらを含めて実行をこれからも見ていく必要がある。

45 *The ASEAN Human Rights Declaration: Questions and Answers*, *supra* note 31, p. 10.

【参考資料】

ASEAN加盟国の人権条約批准状況

	社会権規約	自由権規約	人種差別撤廃条約	女性差別撤廃条約	子どもの権利条約	拷問禁止条約	障害者権利条約	移住労働者権利条約
ブルネイ				○*	○(2)*			
カンボジア	○	○(※1)	○	●	○(1)(2)	○(※1)	○	△
インドネシア	○	○	○	○	○(1)(2)	○	○	○
ラオス	○	○	○	○	○	○	○	
マレーシア				○*	○(1)(2)		○	
ミャンマー				○	○(2)		○	
フィリピン	○	●(※2)	○	●	○(1)(2)	○(※2)	○	○
シンガポール				○*	○(1)*		○	
タイ	○	○	○	●	○(1)(2)	○	○	
ベトナム	○	○	○	○	○			

（出典：国際条約集2014年版の条約の当事国表及び国連のホームページ [United Nations Treaty Collection <<https://treaties.un.org/>>（最終アクセス日：2013年7月5日）] での批准状況の情報を参考に、筆者作成。）

○：当事国

△：署名しているが批准していない

●：個人通報制度受諾

子どもの権利条約の○の横の数字は、(1)が「武力紛争に関する選択議定書」の当事国であること、(2)が「児童売買に関する選択議定書」の当事国であることを示している。

(※1) カンボジアは、拷問禁止条約の選択議定書当事国である。また、自由権規約の第一選択議定書に署名している。

(※2) フィリピンは、自由権規約の第41条に定める国家通報制度を受諾し、かつ第二選択議定書（死刑廃止議定書）の当事国である。また、拷問禁止条約の選択議定書当事国である。

女性差別撤廃条約及び子どもの権利条約の*印は、国内法との関係における実質的な留保を行っていることを指す。